

<p>国鉄改革完遂！      当たり前の労働運動を      前進させよう！      JR 東海労に      結集しよう！</p>	<p>J R      東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部      〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地      N T T 054-284-3608      発行責任者 半場弘恭      2018 年 9 月 1 0 日 5</p>
--	-------------------------	-----------	---

# 組合要求に対し会社は

# 団体交渉を開催せよ！

## 2018 年度協約・協定改訂パート2

みなさん、組合と会社が協議をする場には、「経営協議会・経営懇談会・業務委員会」と「団体交渉」があります。「経営協議会・経営懇談会・業務委員会」は会社が労働組合との意見交換や情報交換の場として労働組合の意見は聞きます。そのため、会社の施策を説明し実施するための場ともいえます。意見交換の場ですから労働組合がその場で反対しても施策は会社の判断で実施することができてしまいます。

しかし、団体交渉を開催すれば、過半数以上の労働組合との合意なく施策は進められません。もっとも、J R 東海ユニオンは組合員の労働条件が悪化するような施策でも反対したことはありません。会社は、スムーズに会社施策を実施するため「団体交渉」をするのではなく「経営協議会・経営懇談会・業務委員会等」において労使で協議し労働組合理解を得たとしています。J R 東海において団体交渉は、年に一度の協約・協定改訂の時期に限り開催しているのが現実です。J R 東海労が団体交渉を申し入れても「団体交渉事項ではない」と一方的な解釈を理由に団体交渉は開催しません。しかし、団体交渉をすることは労働組合に保障された本来の姿です。そのため協約の中で本来の姿を明確にするために、「労働組合から申し出があった場合」団体交渉をするよう申し入れています。それは法律によって保障されています。

団体交渉は、刑事上および民事上の免責が与えられ（1 条 2 項，8 条），さらに労働者側の団交申入れに対して，使用者は正当な理由がないかぎり交渉に応じなければならない、これに違反すれば不当労働行為となる（労働組合法 7 条 2 号）。

## 団体交渉開催しない会社の言い訳！

組合：労働組合から申し出があった場合」団体交渉をすること。

会社：ルールがあれば団体交渉は開催する。

組合：本来のあり方にするためである。

会社：苦情制度、幹事間の制度が有効に機能しているので、必要がない。業務委員会も開催しているではないか。

組合：認識にズレがあるから、改訂したいと提案している。

会社：これまでも年休や欠勤の話など、それをする機会は様々な交渉の場で行った。会社は門戸を閉ざしてきたわけではない。

組合：団体交渉は労使間において重たいものであるという認識だ。会社はどのような認識なのか。

会社：その通りだと考える。

組合：幹事間でやるようなことはせず、団体交渉でガッツリやるべきだ。

会社も「団体交渉は重たいもの」と認識しています。団体交渉を開催すると、法律的に縛りができてくることから団体交渉以外の場で協議したとして施策を実施するのです。

**みなさん！会社の言い訳に騙されてはいけません。**

**「組合の申し入れがあれば団体交渉をする」という本来の姿にすべきです。**

**地本は、職場の声を団体交渉に反映させ改善のために  
2018年度協約・協定交渉を取り組んでいます！**